

- ◎新潟県訓令第12号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第1号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁  
地 域 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員安全衛生管理組織規程（昭和52年4月新潟県訓令第10号、昭和52年4月新潟県議会訓令第2号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第2号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年8月8日

新 潟 県 知 事 米 山 隆 一  
新 潟 県 議 会 議 長 金 谷 国 彦  
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 鶴 巻 克 恕  
新 潟 県 代 表 監 査 委 員 栗 山 和 廣

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務) <b>第14条</b> (略)</p> <p>2 産業医は、少なくとも毎月1回 <u>(産業医が、事業所の長から、毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業所の長の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回)</u> 以上事業所（本庁、振興局事業所及び常時50人以上の職員を有する地域事業所に限る。）を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、事業所の長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。</p> <p><u>(1) 規則第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、職員の健康障害を防止し、又は職員の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会における調査審議を経て事業所の長が産業医に提供することとしたもの</u></p>	<p>(職務) <b>第14条</b> (略)</p> <p>2 産業医は、少なくとも毎月1回以上事業所（本庁、振興局事業所及び常時50人以上の職員を有する地域事業所に限る。）を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、事業所の長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。</p>